

指名停止対象業者及び状況説明書

指名停止理由	有資格業者		措置期間	適用条項	備考
建設業法違反行為	株式会社 金城組	千葉県茂原市小林29 41-13	令和3年3月16日から 令和3年5月15日まで (2箇月)	第2条第1項 別表第2第7号	<p>当該業者は、当組合及び千葉県等の発注した複数の工事において、主任技術者を専任で配置しなければならない工事であるにもかかわらず、当該工事の主任技術者にほかの工事を兼務させたことが建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、千葉県知事から令和3年2月19日付けで、指示処分を受けた。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>